

## 株式会社花の海

### 女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

すべての社員が活躍でき、仕事と家庭の両立ができる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1、計画期間 2026年4月1日から 2030年3月31日までの4年間

2、内容

目標1：全社員の時間外労働時間を3%削減する。

【取組内容】次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく共通の目標

●2026年4月～

- ・人材を確保し、労働分配を促す。
- ・各部門における課題に対する改善を促す。
- ・業務量の見直し、DX化による事務の効率化などの取組実施
- ・一人ひとりが削減するよう、業務の平準化を図ります。
- ・品質・業務に支障が出ない範囲で、仕事の棚卸を図り削減を進める。

目標2：育児休業取得率100%と1箇月以上の育休取得を目指す。

【取組内容】次世代育成支援対策推進法・女性活躍推進法及びやまぐちとも×いく応援企業に基づく共通の目標

●2026年4月～

- ・業務のスムーズな引継ぎや時短勤務制度の環境づくりを整え「産後パパ育休制度」及び「育児休業取得」を推進し、働き方の多様化にも努める。
- ・職場復帰の時間・勤務日短縮の制度について、周知し推進する。
- ・誰かが抜けても業務に滞りがでないよう、また復帰後のアフターフォローも兼ねてスムーズに引継ぎができるように、業務マニュアルの作成と実践を目指します。